

わたしの悩み、誰に相談すればいいの？

私たちは日々の暮らしのなかで、いつ、どんなトラブルに巻き込まれるかわかりません。そうなったとき大切なのは、問題が大きくなる前に適切なアドバイスをもらうこと。
 しかし、悩みがあっても、誰に相談すればいいのかわからない方が少なくないようです。そこで、「法の日」*である今日、
 朝日新聞「わかるわかる運動」は法律のプロである弁護士に寄せられるみなさんの身近な悩みについて、日本弁護士連合会に聞いてみました。

こんなことで困っていませんか？

相続編



あなたの代理人としてご長男と交渉できるのは弁護士だけです。弁護士は裁判になった場合を見逃せるので、最初のやりとりから、より適切に進めることができます。実は裁判にならずに解決できるケースも多いのです。

こんなことで困っていませんか？

中小企業編



中小企業の事業運営には、債権回収や資金繰り、契約書の確認など法律問題が山積みです。経営者のみなさんが本業に集中できるよう、法律問題のことは弁護士におまかせください。

こんなことで困っていませんか？

職場編



正当な理由のない解雇は許されません。また、時間外労働や深夜・休日労働をした場合、割増賃金を含む残業代を請求できます。弁護士があなたの正当な権利を主張します。諦めず早めに弁護士にご相談ください。

「法の日」とは? 1960年6月24日の閣議了解で、「国民主権のもとに、国をあげて法を尊重し、法によって基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高揚するため「法の日」を創設することが定められ、毎年10月1日を「法の日」としました。以来、日弁連、最高裁判所、法務省・最高検察庁では、10月1日から1週間を「法の日週間」として、市民のみなさんに、法の役割や重要性について考えていただけるきっかけとなるイベントなどを開催しています。



そうか!

弁護士なら、法律のプロの立場から、
 悩みにあった適切なアドバイスをしてくれるね!

相談までの流れ

「困ったな」と思ったら、
 まずはお電話を
 全国共通ダイヤルで
 法律相談窓口につながります。

個人の方

ひまわりお悩み110番 **0570-783-110**

※受付時間は弁護士会によって異なります。

事業に関するご相談

ひまわりほっとダイヤル **0570-001-240**

受付時間:月曜日～金曜日(祝日除く)10:00～12:00/13:00～16:00

※通話料がかかります。※一部のIP電話からはつながりません

スタッフに必要事項をお伝えください

スタッフにお名前、連絡先、ご相談の概要などの情報をお伝えのうえ、弁護士との面談日、相談場所をお決めください。

もっと身近に相談にのりたい あなたの応援団

JFBA 日本弁護士連合会
<http://www.nichibenren.or.jp>